

## 建築基準法第42条第2項の規定による道路指定

〔昭和56年1月20日〕  
福島県告示第107号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道として次のとおり指定し、昭和56年4月1日から施行する。

建築基準法第3章の規定が適用されるに至った際、現に建築物が建ち並んでいる幅員

1. 8メートル以上の道で一般の交通に供されているもの。

（参考）

## 建築基準法第42条第2項の規定による道路指定

〔昭和26年1月24日〕  
福島県告示第57号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により次のように道路を指定する。

- 1 建築基準法施行の際現に存在する幅員4メートル未満2.7メートル以上の道のうち側溝その他適当な標識により道路敷地の境界が明確なもの。
- 2 市街地建築物法（大正8年法律第37号）第7条但書の規定により指定された建築線でその建築線間の道の幅員が4メートル未満2.7メートル以上のもの。但し、建築線の一方が鉄道敷地、がけ地、河川に接する場合はその接する部分を除く。
- 3 幅員4メートル未満1.8メートル以上の道で現に一般の交通に使用されており、その道の延長が70メートル（袋路の場合は、35メートル）以内のもの。但し、その道の一部が鉄道敷地、がけ地、河川に接しているもの。

建築基準法に基づく道路の指定について

昭和56年1月23日 56 住第71号  
各建設事務所長あて福島県土木部長

このことについて、昭和26年福島県告示第57号を廃止し、改めて昭和56年福島県告示第107号（省略）として建築基準法第42条第2項の規定による道路を指定したので下記に留意し事務の執行をお願いします。

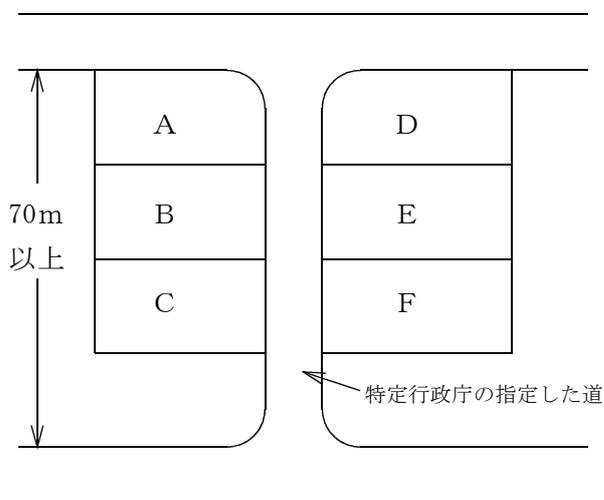
なお、貴管下市町村長に対して別添のとおり通知しておりますので、申し添えます。

記

- 1 改正告示は、今後ある地域が都市計画区域として指定があった場合に適用されることはもちろんであるが、旧告示で指定された道は、改正告示に適合している道として取り扱われる。
- 2 告示改正に伴い、不適格建築物が適格建築物になり又は適格建築物が不適格建築物となる場合が出現するが、前者については緩和となり、後者については制限となるので確認申請があった場合は、道の種類により次のとおり取扱う。

ア) 道が市町村道等の公道の場合

制限となる場合は次図のような場合であるが、当該道が市町村道等の公道で細街路として一般の住民に対するサービスの道路であることを考慮して制限される者に対して市町村長の協力を得て対処するものとする。



※A・Dは・適格、B・C・E・Fは不適格となっているが、改正告示によりA～Fは今後の建築行為が可能となる。しかし、A・Dについては制限が働く。  
(後退及びすみ切り部分の建築制限)

イ) 道が私道の場合

制限は緩和に限らず当該道に接する敷地の所有者の協力を得るよう申請者を指導すること。また、道路と敷地の境界が明確なものとする。ただし、これらの道は改正前の告示に適合していた道とする。

- 3 この告示は、昭和56年4月1日から施行する。

別 添

〔 5 6 住 第 7 1 号 〕  
昭和 5 6 年 1 月 2 3 日

各 市 町 村 長 殿

福 島 県 知 事

建築基準法に基づく道路の指定について（通知）

このことについて、昭和 2 6 年福島県告示第 5 7 号を廃止し、改めて昭和 5 6 年福島県告示第 1 0 7 号として建築基準法第 4 2 条第 2 項の規定による道路を指定しました。

については、貴職におかれても下記に留意し、なお一層の御協力をお願いいたします。

記

1 } (省略) 建設事務所長宛通知 1、2 と同文  
2 }

3 道路の指定に伴って貴職の管理する当該道路については、別添様式 1 による道路台帳の整備を図ること。

4 この告示は、昭和 5 6 年 4 月 1 日から施行する。

様式 1

〇〇（市町村）道路台帳

路線名	起 点	終 点	総延長	延 長	幅 員
例)					
3,001号線	〇〇町〇丁目〇番地先	〇〇町△丁目△番地先	1,000m	500m	1.8~2.2m
同 上	同 上	〇〇町×丁目×番地先		230m	1.3m
同 上	〇〇町×丁目×番地先	〇〇町△丁目△番地先		270m	2.2m

用語の解説

路線名：道路の名称

総延長：当該道路の全延長（メートル）

起 点：当該道路のはじまる点

延 長：当該道路の巾員が異なるごとの長さ（総延長の内訳である）

終 点：当該道路のおわる点

巾 員：当該道路の巾で側溝を含んだ長さ（水路は含まない）